

災害時における防災体制について（改訂版Ⅱ）

1 注意報・警報・特別警報発表を受けての基本的な考え方

- 注意報および注意情報の発表では、通常通りの登校・下校であるが、重大な危険が校区で予見される場合は、「自宅待機」「授業打ち切り（学校待機、引き渡し、下校）」等の措置をとる。
- ・学校が重大な危険を予見し、中学校区で協議して自宅待機の措置を決めた場合は、速やかに保護者向けメールを配信する。
 - ・特別警報や警報発表発令時や、警報は発表されていないが市内に災害発生が予想される場合は、岐阜市教育委員会が休業や授業の打ち切りを決定することがある。
 - ・保護者が重大な危険を予見した場合、学校からの指示に関わらず自宅待機をすることができる。その場合は、学年・組・児童名・危険個所の状況について学校に伝え、学校は適切に対応する。
 - ・すべての警報の発表をもとに、学校は、「自宅待機」「学校待機、引き渡し」等の措置をとる。
 - ・特別警報（暴風以外であっても）が発表又は警戒レベル3以上が発令された場合は、「自宅待機」「学校待機」「避難所への避難」等の児童の安全を最優先にした措置をとる。

2 非常時における休業及び登下校について

（1）児童が登校する以前に警報（いかなる警報であっても）が発令又は警戒レベル3以上が発令されている場合

警報（いかなる警報であっても）が発令又は警戒レベル3以上が発令されている場合

- ① 警報及び警戒レベル3以上がすべて解除されるまで自宅待機する。
 - ② 午前7時までに警報及び警戒レベル3以上がすべて解除された場合は、平常どおり集団登校する。
 - ③ 通常授業の日、午前7時から正午までに警報及び警戒レベル3以上が解除された場合は、集団登校し解除後1時間を経てから授業を開始する。正午を過ぎてから解除された場合は、休業とする。
 - ④ 午前4時間授業で給食のある日、午前10時までに警報及び警戒レベル3が解除された場合は、集団登校し解除後1時間を経てから授業を開始する。10時に警報及び警戒レベル3以上が発令されている場合は休業とする。
 - ⑤ 午前中のみ土曜授業については、8時15分に警報又は警戒レベル3以上が発令されている場合は、休業とする。
- ※ ただし、いずれの場合においても、道路、橋等の損壊その他で危険なとき、自家の被害が著しいとき、危険が予見されるとき等には、学校からの指示に関わらず自宅待機とする。

（2）児童が登校してから強風注意報・暴風警報が発令又は警戒レベル3以上が発令された場合

- ① 強風注意報発表時の気象状況（台風の中心位置・規模・進行速度・方向等）や道路・交通の状況等を判断して、児童を安全に帰宅させ得ると認められる場合、授業を速やかに中止して集団下校する。
 - ・学校による危険箇所の確認後、教師引率による集団下校または教師が見守りポイントに立ち集団下校し、できる範囲でPTA、保護者、地域住民の協力による下校の見届けを行う。
 - ・家族不在や鍵を持っていない等で自宅に入れない児童は、学校待機後に引き渡しとする。
- ② 暴風警報発表又は警戒レベル3以上が発令時の気象状況（台風の中心位置・規模・進行速度・方向等）や道路・交通の状況、通学距離等を判断して、校内の最も安全な場所で待機し、保護者への引き渡しの措置をとる。
※引き渡しについては、後述の「4 引き渡しの留意点」のように行う。

（3）児童が登校してから警報（大雨・洪水・大雪）・記録的短時間大雨情報又は警戒レベル3以上が発令された場合

- ① 警報（大雨・洪水・大雪）・記録的短時間大雨情報発表又は警戒レベル3以上の発令時の気象状況や道路・交通の状況、通学距離等を判断して、校内の最も安全な場所で待機し、保護者への引き渡しの措置をとる。
※引き渡しについては、後述の「4 引き渡しの留意点」のように行う。
- ② 警報（大雨・洪水・大雪）・記録的短時間大雨情報発表又は警戒レベル3以上の発令時の気象状況や道路・交通の状況等を判断して、児童を安全に帰宅させ得ると認められる場合、授業を速やかに中止して下校する。
 - ・学校による危険箇所の確認後、教師引率による集団下校または教師が見守りポイントに立ち集団下校し、できる範囲でPTA、保護者、地域住民の協力による下校の見届けを行う。
 - ・家族不在や鍵を持っていない等で自宅に入れない児童は、学校待機後に引き渡しとする。
- ③ 警戒レベル4以上発令時は、原則いかなる方法でも下校させず、校内の最も安全な場所で待機させる。

(4) 電気、ガス、水道、通信、交通等、学校のライフラインが確保できない場合

- ① 災害等によって、電気、ガス、水道、通信、交通などに著しい支障があり、学校施設のライフラインが確保できない場合は、保護者向けメール等で各家庭へ連絡し自宅待機とする。

(5) 暴風警報の発表および発表が予想される場合の給食の実施について

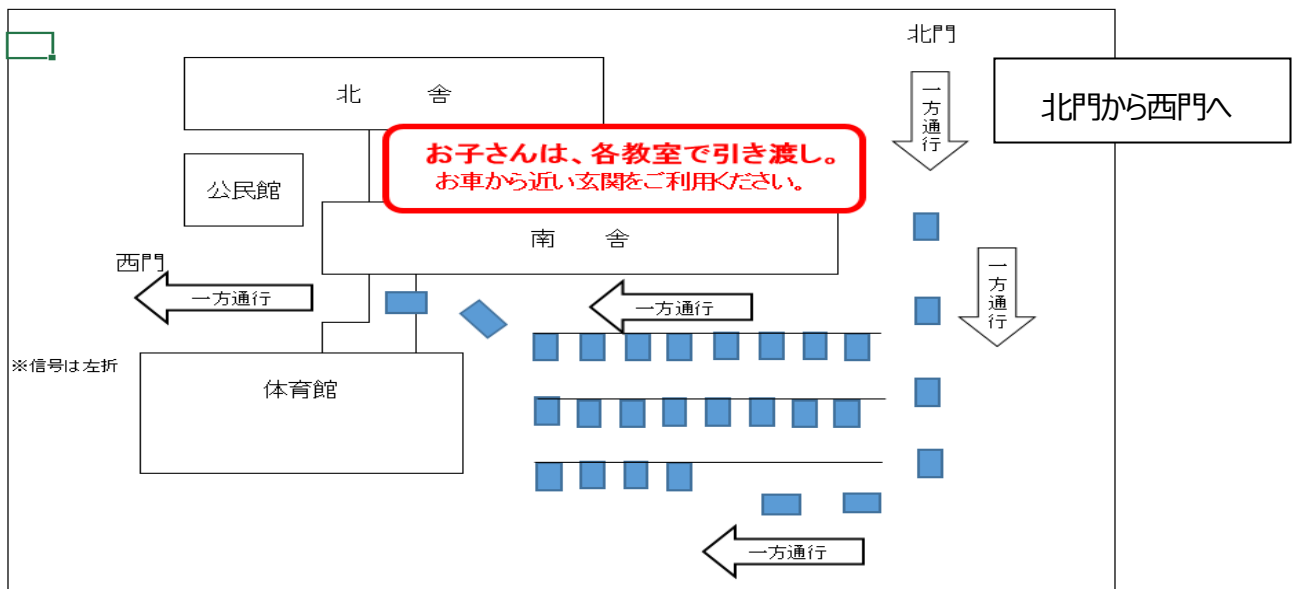
- ① 気象状況により、休業等が心配される場合は、休業予定日の前々日の正午までに、給食中止を教育委員会学校保健課が決定し、各学校に連絡する。
- ・これを受け、学校は、休業とならなかった場合に午前授業や弁当持参等の必要な措置をとる。
 - ・各家庭は、暴風警報の発表および発表が予想される時には、給食が提供できない場合があることを想定して、自宅に保存食等の備蓄をしておく。
- ② 気象状況により、当日の授業打ち切りが心配される場合、学校は、給食の開始時刻を早める、簡易給食（パン・牛乳等）にするなどの必要な措置をとる。
- ・当日の授業打ち切りが心配される場合、学校は、前日に給食の提供に関わる情報を連絡する。

3 特別警報が発表された場合

特別警報が発表された場合は、「自宅待機」「学校待機」等の児童の安全を最優先にした措置をとる。ただし、保護者が迎えに来た場合は、保護者と相談の上、引き渡すこともある。

4 引き渡しの留意点

- ア 学校待機・引き渡しの場合は「**スマート連絡帳**」で連絡し、**保護者等の迎えを要請**する。
- イ 誰が迎えに来るのかを、スマート連絡帳の「アンケート」ページから答える。
- ウ 校地内への自動車の動きは、「北門から入り、西門から出る」の一方通行とする。
- エ 自動車は、下図のように、運動場の駐車スペースに駐車して**お子さんの教室**へ迎えに行く。
- オ 教室で名簿へのチェックを受けて引き取り、帰宅する。
※徒歩、自転車による迎えは、自動車の流れに十分気を付けて**お子さんの教室**へ迎えに行く。
※運動場が駐車場となるため、移動時には必ずお子さんと手をつなぐ。
- カ 迎えをお願いした時刻より**1時間以上かかる場合は、学校へ電話する。**
- キ 保護者等と連絡が取れない児童は学校待機とし、連絡・確認後に引き渡しとする。



5 お願い

- ・「**スマート連絡帳**」のアンケート機能で児童が安全に帰宅したかどうかを確認する場合があります。ご協力をお願いします。
- ・停電等で「**スマート連絡帳**」が使えない場合、PTAや子ども会に緊急連絡のご協力をお願いすることがあるかもしれませんので、よろしくお願いします。

この文書を、家族で確認できる所に掲示しましょう。

